

令和5年度出産・子育て応援交付金ギフト提供・運営業務に係る質疑回答

No.	質 問	回 答
【共通事項】		
1	契約業者の決定日、契約締結時期、事業開始時期はいつを予定しているか。	現在、プレゼンテーション実施日について調整中ですので、具体的な日時についてはお答えできませんが、現時点では7月中旬から下旬に委託業者を決定して契約を締結し、速やかに事業開始することを想定しております。
2	システム運用スタートの時期はいつを想定されているか。 また参加市町村は何市町村を想定されているか。	業務仕様書中「8 成果物」で、システムの納品を9月下旬としており、納品後速やかに運用スタートを想定しております。(10月上旬目途) 今年度の参加自治体は、5市町村程度を想定しておりますが、今後の参加市町村数は未定です。(提案内容等により、参加市町村数は前後する可能性があります) なお、システム構築にあたっては、全市町村の参加を想定した設定としてください。
3	市町村と個別に契約調整が開始できる時期の見込みはどうか。	京都府との契約締結後、速やかに今年度中の参画希望市町村をお伝えし、市町村との契約事務に移りたいと考えております。
4	令和6年4月1日以降、本事業の継続が決定した場合、再度プロポーザルを行われる予定か、随意契約で延長を予定されているか。	次年度以降の契約方法については、今年度の実績及び令和6年度年度の予算等を鑑み、検討して参ります。
5	京都府負担分と市町村負担分の考え方について、お示しいただきたい。	市町村負担項目は以下のとおりです。その他の業務についてはすべて府の負担(本契約28,000,000円の対象)となります。 なお、市町村負担分については、業務仕様書7に基づき市町村と契約し、市町村に請求いただくこととします。 【市町村負担経費】 ○システム利用料(市町村ページの初期設定費用、市町村ページの保守管理等) ※市町村の独自ページを設ける場合等 ○ポイント付与に係る経費(出産応援ギフト・子育て応援ギフトの計10万円相当/1人あたり(ギフトの原資)) ○市町村が独自に指定するサービスに係る経費(市町村の掲載商品・サービスの回収、換金等)

6	<p>①ギフトカード、利用案内、送付用封筒等の資材代、コールセンター運用費の請求先はどうか。</p> <p>②また、仕様書にはない項目を提案する場合、この費用の負担は府・市町村のどちらになるか。</p>	<p>①ギフトカード、利用案内、送付用封筒等の資材代、コールセンター運用費については、府の費用負担であり、本契約28,000,000円に含まれます。(なお、ギフトカード・利用案内の実施については、必須ではございません。)</p> <p>②原則、府負担(本契約の内数)となることが想定されますが、システム利用料や市町村のオプションなど、個別の市町村に利益がもたらされる費用については、市町村負担となる場合があります。</p>
7	<p>市町村ごとのオプション商品について、詳細は市町村と打合せをしてからのシステム構築となるかと思われるが、スタート時期、費用については、オプションを希望される市町村と打合せをした後に決定ということで良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>事業費28,000,000円はシステム構築費のみを指すのか、ランニングコストも含めた金額なのか。ランニングコストを含めた場合はどこまでの期間をランニングコストと考えているのか。</p>	<p>契約期間である令和6年3月31日までにポイント交換のあった対象者に係るシステム運用経費、すなわちランニングコスト(府負担分)を含めて28,000,000円としております。</p>
9	<p>28,000,000円には市町村のコストは含まれないという認識で良いか。また含まれない場合、市町村の概算見積を提案時に明示する必要があるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり市町村のコストは含まれません。なお提案時には、提出書類一覧中、「ウ企画提案書」にも記載のとおり、システム導入後の府・市町村が今後負担する経費について示してください。(様式については問いませんが、費用の中身や期間がわかるようにしてください。)</p>
10	<p>システム構築について、本提案システムは、京都府専用として独立したシステムである必要があるか。</p>	<p>独立したシステムである必要はありません。 ただし、業務に支障(回線の安定性等)がないよう配慮してください。</p>
11	<p>親会社—子会社の関係がある会社が、それぞれでこのプロポーザルに参加することは問題ないか。</p>	<p>問題ございません。</p>
<p>【募集要領】</p>		
12	<p><2業務概要—(3)契約期間> 事業期間が、契約締結後から令和6年3月31日とあるが、子育て応援クーポンの使用期限が最大で3月31日申請で令和7年3月30日になる可能性があると思われるが、その期間のランニングコストはどのようにお考えか。</p>	<p>令和6年3月31日までにポイントを使用し、商品を選択した対象者に係るシステムのランニングコスト(府負担分)が、本契約28,000,000円の中に含まれます。</p>

13	<p><2業務概要-(4)委託上限額> 委託上限額を超える提案は失格になると認識しているが、提案金額の下限設定はあるか。 下限設定がない場合、合理的に説明のつく価格での提案が求められているという認識で良いか。(0円での提案や極端な値引き等の合理的に説明のつかない不当な低価格での提案は認められないという認識で良いか)</p>	<p>下限設定はなく、お見込みのとおり0円での提案や極端な値引き等の合理的に説明のつかない不当な低価格での提案は認められないという認識で問題ございません。</p>
14	<p><7応募種類-(1)-オ府税納税証明書> ①府内事業所がない場合も、府税納税の対象外である証明を出す必要があるか。また、証明については京都府税務課にて取得する認識で良いか。 ②また、京都府に納税していない場合、他に提出すべき書類はないか。</p>	<p>①府内に事業所がない場合も、府税納税証明書については、提出願います。取得については、お見込みのとおり京都府税務課(営業所等の所在地が他の都道府県のみの場合)にお問合せください。 ②募集要領で定めている書類以外は、必要ございません。</p>
15	<p><7応募種類-(1)-ク営業(事業)経歴書> 直前の2営業年度の営業実績(平均契約金額)は、2021~2022年度の売上高平均の記載で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p><7応募種類-(1)-ケ商業登記事項証明書> 履歴事項全部証明書の提出で問題ないか。</p>	<p>問題ございません。</p>
17	<p><8評価方法-(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施> 【投影資料について】 ①提出書類以外の資料を画面共有可能か。 ②zoom上で資料を投影してプレゼンすることは可能か。 【出席者について】 ③何名までプレゼンテーションに参加可能か。</p>	<p>①企画内容について、事前に提出された企画提案書の範囲内での補足資料であれば、画面共有いただいても差支えございません。 ②プレゼンテーションについては、原則Zoom上で資料を投影し行っていただく予定です。 ③参加人数については、特段指定はございません。</p>
18	<p><10契約手続-(2)> 京都府会計規則第159条第2項7号の「その他契約当事者が必要がないと認めるとき」はどういったケースか。</p>	<p>過去に同種の契約を京都府と締結し、問題なく履行が行われた実績がある場合等のケースです。</p>
<p>【業務仕様書】</p>		
19	<p><1システムの構築等> カタログWEBサイトは京都府サイトおよび参画を希望する全ての市町村ごとのサイトの両方を構築すると考えて問題ないか。</p>	<p>サイトの構築方法については、特段指定はありませんが、「事業を効果的・効率的に実施するために提案がされていること」という評価項目の対象となり得ます。 最低限の設定として、(2)-⑥「市町村ごとに、出産応援ギフト・子育て応援ギフトの区別に提供できる商品・サービスを設定できる」としてごください。 なお、質問いただいた内容の設定をいただいても、問題ございません。</p>

20	<p><1システムの構築等> 商品申し込みの利用回数について、上限を設定して良いか。(単価の安い商品についても送料が都度発生するため)</p>	システム利用者の利便性を考えれば、上限設定がないことが望ましいですが、府として特段指定はしていません。ただし、システム利用者の利便性については、評価対象となります。
21	<p><1システムの構築等-(1)-①ID等の支給> 利用対象者へIDとパスワードを支給するにあたり、事前にどのような情報がいただけるのか。また、発信者は市町村になるのか。運営受託者になるのか。</p>	原則、WEBサイト上で登録された個人情報を基に、受託者がID・パスワードをお送りいただくことを想定しております。(※サイトまでの誘導は市町村の面談時等に行うことを想定) ただし、「事業を効果的・効率的に実施するための提案がされていること」を評価項目の一つとしており、一定の情報を提供することで実現する場合には、必要な情報を明らかにして提案してください。 なお、効率的な手法の提案内容により、個人情報の提供が必要となる場合、市町村の一部が実施できない場合も想定されるため、原則で示した手法も最低限行えるようにしてください。
22	<p><1システムの構築等-(1)-①ID等の支給> ①出産応援ギフトと子育て応援ギフトのIDは同じか。もしがう場合、金券は各々IDで上限20,000円ということで良いか。 兄弟・双子などでポイントを合算された場合にはどのような設定になるのか。 ②また、金券の中にはグルメ券、家事・育児支援サービス、ベビーシッター、エステ利用券なども含まれている認識で良いか。</p>	①出産応援ギフトと子育て応援ギフトのIDは利用者からの申請・市町村の認証がそれぞれで行われるため、原則、別のIDとなると想定しております。 また、子育て応援ギフトの対象は子一人につき1つのIDとなり、双子の場合、2つのIDを発行いただくこととなります。 (システムの設定により、出産応援ギフトと子育て応援ギフトが区別できる場合は、同一のIDでも差支えありません。ただし、子育て応援ギフト支給の際にも認証作業は必要となります。) 金券の上限20,000円は、1つのID毎の上限となります。 (妊娠時:上限20,000円、出産時:上限20,000円) (双子の場合:上限20,000円×2=40,000円) ②については、お見込みのとおりです。
23	<p><1システムの構築等-(1)-②ポイントの付与> 有効期限をオプションとして6月上限に延長することができるようにするには、ID発行日から起算して2週間後の日から6月以内とした期限にプラス6月、計12月以内との認識で良いか。</p>	お見込みのとおりです。
24	<p><1システムの構築等-(1)-②ポイントの付与> 有効期限の設定は各市町村職員が管理画面から直接設定するわけではなく、サイト管理を行う受託者が指定情報をもとに設定ができれば良いか。</p>	お見込みのとおり、受託者が設定できれば問題ございません。
25	<p><1システムの構築等-(1)-②ポイントの付与> 利用対象者が保有する支払い手段について、必須となる支払い手段の指定はあるか。クレジットカードでの支払いを可能とすることは問題ないか。</p>	特段指定はなく、お見込みのとおりクレジットカードでの支払いを可能とすることで問題ありません。 なお、その他の支払方法を提案いただくことも、「事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか」という評価項目の対象となり得ます。
26	<p><1システムの構築等-(1)-②ポイントの付与> ポイント残のメール通知について、サービス登録時からアドレスを変更された方へ対応については、どこまで追いかけるべきか。</p>	原則、サービス登録時のメールアドレスに通知することで差支えありません。なお、利用者が利用しやすいような設定(例えば登録アドレスの変更等の設定)を提案いただくことも、「事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか」という評価項目の対象となり得ます。

27	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> システム上で市町村が本人確認を行い利用承認する仕組みについて、利用対象者が個人情報を登録したとしても、市町村が認証登録をしない限り、商品やサービスの利用はできないという認識で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 なお、承認のタイミングや頻度については、各市町村に一任することとします。</p>
28	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> システム上で市町村が本人確認を行い利用承認する仕組みとは、どのようなものを想定しているのか。 ①市町村がシステム上で、登録情報を管理画面で確認でき、それと市町村の持つ情報を照合して、本人確認ができるというものか。 ②市町村の本人認証と利用承認は、利用者がアカウント発行申請後に、その申請情報をもとに各市町村職員が個別に承認処理を行う必要があるか。もしくはシステム側の事前登録情報と、アカウント発行申請時の登録情報の照合で、各市町村の都度の承認手続きは経ず、システム上で照合が通過したものは自動的に利用承認を行うという設計でも問題ないか。 ③利用対象者の自宅等で利用承認手続きを行うことも想定してとあるが、市町村が利用者宅訪問時にパソコンやスマホを使って認証できるような仕組みを指しているのか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 ②どちらの手法を用いていただいても差支えありません。民間事業者のノウハウ等を活かし、効率的な仕組みをご提案いただきたいと考えています。ただし、事前登録制度とする場合は、市町村によってお渡しできない個人情報があることも想定されますので、暗号化等の個人情報に配慮した設計としてください。 ③お見込みのとおりです。</p>
29	<p><1システムの構築等－(1)－③ WEBサイトの構築> 出産応援ギフトの申請時と、子育て応援ギフトの申請時の基本的には2回、本人認証が必要となるか。 承認後、申請漏れ等での事由により子育て応援ギフトの追加申請がある場合には、追加申請が可能 かつ 都度本人認証が必要となるか。</p>	<p>出産応援ギフトは妊娠届後、子育て応援ギフトは出生届後の支給となり、それぞれ申請いただくため、原則2回本人認証が必要となります。 申請漏れ等の事由で市町村が追加申請を認めた場合、市町村の指示に従い、事務を行ってください。</p>
30	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> 流産等特段の事情がある場合、一部ポイントを使用しかつポイントが残っていた場合も利用の無効化をするのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
31	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> 年間最大延べ4万人が利用することを想定とありますが、算出方法をご教えてください。</p>	<p>過去の府内の出生数を基に、利用対象者がすべて本システムを活用した場合を想定し、算出しております。</p>
32	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> 利用者が登録する情報として、「イ 子どもの氏名」とあるが、給付前に亡くなられた場合も記載は必須か。「カ 母子健康手帳の交付日と交付番号」を記載とありますが、流産、死産の方も必須か。</p>	<p>出生届を提出し、子育て応援ギフトの対象となる場合、氏名の記載は必要となります。母子手帳の交付日と交付番号についても、市町村が本人確認をするため、死産・流産の場合も必須とさせていただきます。</p>

33	<p><1システムの構築等－(1)－③WEBサイトの構築> 流産、死産、対象児童の死亡等、市町村が特段の事情があると判断される場合、対象者の情報は市町村から連絡があるという認識で良いか。こちらの個人情報の連携はどのようにお考えしているか。事前同意を得られることを想定されているのか。</p>	<p>市町村が特段の事情があると判断した場合、市町村から伝えられたIDをもって利用を停止する、若しくは市町村が自ら簡易に利用を停止できる設定としてください。変更後の給付方法については原則市町村の対応とさせていただきます。(市町村との個別契約で業者に対応していただく可能性はあり得る)</p> <p>※無効化の判断は市町村で行い、原則IDで管理するため、個人情報の受け渡しは生じない想定です。また判断にあたっては、市町村が面談等を実施し、事前同意を得られることを想定しています。</p>
34	<p><1システムの構築等－(1)－④カタログ掲載商品・サービスの配送管理> 商品・サービスの発送について、転送は原則行わないとあるが、利用対象者が配送会社に直接転送を依頼される可能性もあり、その場合は対象外になるか。また転居の場合や里帰り出産についてはどのように考えているか。DVなどで現住所に送れないといった場合もあわせてお教え下さい。</p>	<p>原則として商品・サービスの発送について、利用対象者の都合による転送は原則行わないこととしますが、利用対象者が配送会社に直接転送を依頼される等、システム外のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。</p> <p>また、転居や里帰り出産、DVでギフトを現住所に送付できない等の理由がある場合は、個別市町村に相談の上、対応してください。</p>
35	<p><1システムの構築等－(1)－④カタログ掲載商品・サービスの配送管理> 事業の継続性確保について、契約期間中の商品改廃に伴う差し替えは許容いただけるか。</p>	<p>差支えありません。ただし掲載する商品・サービスの決定・変更については、事前に委託者に協議してください。</p>
36	<p><1システムの構築等－(1)－④カタログ掲載商品・サービスの配送管理> 品切れによる入荷待ちは許容いただけるか(許容頂ける場合、注意書きにてご説明)。</p>	<p>入荷待ち等で発送時期が遅れる場合は、予めカタログ上に発送時期を明記してください。ただし、原則は発注を受理して2週間以内の配送とし、利用対象者が十分に商品を選択できるようにしてください。</p>
37	<p><1システムの構築等－(2)－②> 表記ポイント(1P=1円)は市場流通価格相当+送料の考え方で問題ないか。</p>	<p>問題ございません。</p>
38	<p><1システムの構築等－(2)－②、⑦> 各商品・サービスは税込かつ送料込とあるが、金券も同様か。金券や同様のグルメ券などもお送りするのも書留など配送費などがかかるが、WEBカタログの要件⑦では、金券の金額とポイントとは同額とある。同額とする場合は、別途システム利用料で、ランニングコストで吸収するような形を想定しているのか。その場合は各市町村に請求することを想定しているのか。</p>	<p>金券の金額とポイントは同額としていただきますが、配送費等は事務費と捉え、本契約28,000,000円の中に含まれます。</p> <p>なお、市町村が独自に設定する金券、電子マネーについては、市町村との個別契約を締結する際、市町村と調整いただき、請求いただくことを請求しています。</p>
39	<p><1システムの構築等－(3)実施体制の確保> 問合せ窓口の費用は、本業務委託には含まれるのか。</p>	<p>問合せ窓口の費用は、本契約の28,000,000円の中に含まれます。</p>
40	<p><1システムの構築等－(3)実施体制の確保> 問合せ窓口の対応時間、曜日に指定はあるか。平日の日中の対応で問題ないか。</p>	<p>お見込みのとおり、平日の日中(9:00～17:00程度)を想定していますが、実施体制については、特段指定はなく、評価項目の対象となり得ます。</p>

41	<p><1システムの構築等-(3)-②> 個人情報の登録内容や申込商品数量を鑑みると、ハガキに収まる範囲を超える可能性があるため、ハガキではなく、返信用封筒(郵税受託者負担)とアンケート用紙、申込用紙(用紙は折り込むため保護シールなし)を採用しても問題ないか。</p>	問題ございません。
42	<p><1システムの構築等-(3)-③> ギフトカード・利用案内を指定場所に納品とあるが、指定場所とは各市町村との協議の中で定めた場所か京都府が指定する場所か、いずれになるか。</p>	市町村が指定した場所となります。
43	<p><3アンケートの収集・分析> 委託者からの依頼に応じて、必要時期にアンケートを実施とあるが、何回程度を想定しているか。</p>	原則、事業期間内は継続して利用対象者にアンケートを実施していただく想定をしています。
44	<p><4子育て支援等の情報提供> プッシュ型で発信する子育て支援情報について、量や質はどのような想定か。支援情報に関しては原稿を支給いただけるのか。受託者での用意が必要か。</p>	府や市町村が実施する子育て支援情報について、府又は市町村が準備する原稿・素材等について、利用対象者に通知してください。 (例:商品選択後等に府支援事業への案内ページを表示) 内容(量や質)については、府・市町村と協議した上で決定することといたします。
45	<p><5想定件数> 商品・サービスの確保・配送3,000件/月、紙媒体のカタログ配布数30/月件とあるが、どのような試算でこの数値となっているのか。この想定は対象者数か、それとも複数回の申込を想定してか。 また運用スタート時は何件程度を想定しているか。</p>	想定件数は対象者数の件数です。商品・サービスの確保・配送3,000件は、府内の出生数から算出しており、紙媒体カタログの配布数は、ネットが使用できない対象者等を一定数想定し、算出しております。 運用スタート時については、出生数が明確に把握できないため、回答いたしかねます。月3,000件、カタログ配布数30件と想定し、システム構築をお願いいたします。
46	<p><6実績の報告及び委託料の支払等-(1)-①> 月例報告書の提出は「委託者」となっているが、各市町村への提出は不要か。</p>	京都府から参画市町村へ展開することを想定しておりますが、市町村から求めがあった場合には、市町村との個別契約で提出を求める場合があります。
47	<p><6実績の報告及び委託料の支払い-(2)委託料の支払> 6(2)「毎月の業務完了後、委託内容や発注実績に応じて請求書を提出すること」と、7「ポイントの付与・システム利用料に係る経費について市町村に請求すること」は同義という理解で良いか。</p>	6については、府への請求についての記載となっております。7で記載している市町村への請求は市町村との個別契約で決めていただきます。
48	<p><7事業実施における市町村との契約について> 応援交付金の支払方法について、ポイント付与時に各市町村より受託者へ対象者1人につき5万円分(税込)の支払が発生するのか。若しくは、商品出荷実績に基づいた毎月のポイント積算金額の支払になるのか。</p>	商品出荷実績に基づいた毎月のポイント積算金額の支払いとなります。
49	<p><9その他> 京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準などの関係規定を順守とありますが、この基本方針と基準を開示いただけるか。</p>	本規程については、京都府の情報セキュリティ対策の内容が記載されており、公開することにより京都府の情報セキュリティの低下を招く可能性があるため、開示することはできません。業者決定後、契約事務時にはお伝えさせていただきます。

50	<p><別紙 カタログ掲載商品・サービス> オプションとして追加する商品・サービスの中に、市町村が実施するサービスや地域独自の商品の記載があるが、これら商品を掲載する場合に費用が発生する場合、当該費用を市町村に請求可能か。(例:地域特産品を掲載する場合、品質管理のためのサンプル取り寄せや現地調査など経費が発生)</p>	お見込みのとおり、市町村と個別契約の上、請求可能です。
51	<p><別紙 カタログ掲載商品・サービス> 市町村の金券、および電子マネーについて、この応援給付ポイントを金券、電子マネーに交換の手続きを行うといった認識で間違いはないか。また、その際に電子マネーとの連携については、電子マネーとのシステム連携に費用が発生する場合は市町村のコストに包含させる認識で良いか。</p>	お見込みのとおりです。 なお、費用につきましては、個別市町村との契約時ご相談ください。
52	<p><別紙 カタログ掲載商品・サービス> 各市町村のオプション品について、あくまでオプション対応であり、掲載する場合は各市町村から希望商品などお伝え頂く認識で良いか。 また、掲載点数についてはある程度の基準を設けても良いか。</p>	各市町村の独自商品等のオプション品については、各市町村が募集し、掲載を依頼・調整させていただきます。 なお、市町村との個別契約で募集業務を内容に含めていただいても、差支えありません。 掲載点数については、府としては指定しておりませんが、評価項目の対象となり得ます。
53	<p><別紙 カタログ掲載商品・サービス> ①グリーフケアの定義をご教授ください。 ②カタログ掲載商品・サービスについてグリーフケア関連用品『等』とありますが、死別などをされた人に、さりげなく寄り添い、援助することを指すとすれば、この別紙にあるグルメ券やエステ利用券もグリーフケア関連用品等に含まれるという認識で良いか。</p>	①グリーフケアは、家族など親しい人の死別等に伴う深い悲しみからの回復に向け、死別の前後を問わず、ご家族に寄り添う支援を指します。本事業の対象には、流産・死産、児童の死亡等の場合も含まれることから、設定したものです。 ②お見込みのとおりです。
【企画提案仕様書】		
54	<p><2企画提案書の記載内容-(3)具体的な提案内容> 大まかな年間スケジュールとあるが、契約後の令和5年7月頃から令和6年3月31日までで良いか。</p>	お見込みのとおりです。
55	<p><2企画提案書の記載内容-(3)具体的な提案内容> 年間スケジュール作成にあたり、各市町村のシステム利用開始見込みはどうか。 また、年間スケジュールはシステム構築に関するスケジュールで良いか。</p>	スケジュールは契約期間(令和6年3月31日まで)のものを作成願います。なお、今年度の市町村参画見込みはNO.2のとおりです。なお、いずれも10月上旬からの利用開始を見込んでいます。
56	<p><2企画提案書の記載内容-(4)所要経費内訳-A> 運営業務委託費の内訳という認識で良いか。</p>	お見込みのとおりです。

【提出書類】

57	<カ 消費税及び地方消費税納税証明書> 税務署の証明はどの様式で行えば良いか。	納税証明書「その3」又は「その3の3」にて証明されたものを提出してください。
58	<カ 消費税及び地方消費税納税証明書> 共同企業体ではない位置付けの業務委託先企業について、納税証明書など各企業ごとの提出書類は必要か。	納税証明書については、京都府と契約いただく企業のもののみで構いません。 ただし、再委託を行う場合は、契約時に委任状等必要書類を求める場合があります。
59	<ク 営業(事業)経歴書> 「営業実績」「主要取引実績」に記載する契約内容やその金額の対象は、京都府や京都府内自治体との契約実績か。	京都府や府内自治体に限るものではありません。